

地域生活移行部会の設置について（案）

障がい者在宅支援課

1 部会設置の経緯と目的

障がい者の「親なき後」の施策については、福岡市保健福祉総合計画の基本理念に掲げる「障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭でいきいきと生活するまちづくり」の実現に向け取り組んでいる。

また、障がい者が地域で安心して生活が継続できるよう、相談、体験の機会・場の確保、緊急時の受け入れ・対応、地域の支援体制づくりなどを担う地域生活支援拠点等の整備に取り組むほか、グループホームの設置促進などに取り組んでいるところである。

しかしながら、福岡市においては、障がい者の地域生活への移行は進んでおらず、第4期福岡市障がい福祉計画における施設入所者が地域生活に移行する目標値について、国の基本指針に示す目標値を達成できなかったこと、また、当時者やその家族、関係団体からグループホームの設置について強い要望があることから、障がい者の地域移行を推進するための新たな手法や施策について検討を行う必要がある。

さらに、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会において、地域生活支援協議会に地域生活移行部会を設置し、グループホームの設置促進を含めた新たな手法や施策の検討を行う旨の意見が出されたことから、同協議会に専門部会の設置を行うもの。

2 地域生活移行部会における視点について

- 施設入所者の生活の場を在宅やグループホームへ移行
- グループホームの設置促進

3 協議事項

- 障がい者の生活の場のあり方
- グループホーム設置促進方策
- 地域生活を支援する施策との連携

4 協議スケジュール（予定）

平成30年8月下旬頃 第1回地域生活移行部会開催

※以下、必要に応じて随時開催（3回～4回）

平成31年12月頃 地域生活支援協議会へ報告

5 部会委員

部会委員については、事務局で検討する。

6 事務局

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課